

○行政改革推進委員会条例

平成24年3月29日

条例第8号

改正 平成27年3月30日条例第6号

行政改革推進委員会条例をここに公布する。

行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 本市の行政改革における行政改革大綱及び行政改革に係る計画に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平27条例6・一部改正)

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱された委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月30日条例第6号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。